

新入学児童生徒学用品費入学前支給のご案内

綾川町では、就学援助の支給を受けることができる保護者の方に、就学援助費の一部である「新入学児童生徒学用品費」を入学前の 2 月に支給します。

1. 入学前支給を受けることができる方

以下の条件にすべて該当する方

- (1) 令和 7 年 1 月に綾川町に住所登録のある方
※令和 7 年 3 月末日以前に綾川町外に転出される方を除く
- (2) 以下の 1～5 のいずれかに該当する方
 - ① 生活保護を停止または廃止された方
 - ② 世帯員全員が町民税非課税である方
 - ③ 児童扶養手当の支給を受けている方
 - ④ 国民年金保険料を免除されている方
 - ⑤ 上記に当てはまらないが、経済的に困窮している方

○所得審査を行い、世帯の所得が要綱に定める額の 1.3 倍未満の場合に認定となります。
・基準となる総所得は家族の人数と年齢構成によって異なります。
・生活保護の基準を準用し世帯ごとに判定を行います。
・町民税未申告等の場合には申告が必要です。
○保護者の死亡、失業など特別な事情がある場合はご相談ください。

2. 申請方法

○申請期間

令和 7 年 1 月 10 日（金）～令和 7 年 1 月 31 日（金）（※土日祝を除く）

○提出書類

- ①申請書（第 2 号様式）
- ②振込依頼書 ※今後の就学援助費についても同一の口座にお振込みいたします。別口座へのお振込をご希望の場合は、各学校事務室へご連絡ください。
- ③令和 6 年度所得課税証明書（※令和 6 年 1 月 1 日時点で町外に住所がある方のみ）
- ④その他必要書類（児童扶養手当証書の写し、国民年金保険料免除申請承認通知書の写し等）

上記期間中に申請し、認定された方に限り「新入学児童生徒学用品費」を入学前の 2 月に支給いたします。なお、「新入学児童生徒学用品費」については、入学前受給申請をしなくても、4 月中に就学援助の認定を受ければ 5 月末に受給できます。

（注 1）新中学校 1 年生の保護者のうち、小学校 6 年生の時に認定されている方も申請が必要です。

（注 2）入学前に町外へ転出する可能性がある方は入学前に申請を行わないでください。

3. 申請受付場所

- ・新小学校1年生・・・4月に入学予定の小学校、綾川町教育委員会
- ・新中学校1年生・・・在学中の小学校

※申請書等については、12月下旬より各学校（事務室）又は綾川町教育委員会（役場3F）に準備しています。

4. 支給額・支給時期・支給方法

- ・支給額・・・新小学校1年生：57,060円 新中学校1年生：63,000円
- ・支給日・・・2月下旬
- ・支給方法・・・保護者の口座へ振込

※審査結果（認定または却下）は、2月中旬～下旬に郵送いたします。

5. 注意事項

新入学児童生徒学用品費以外にも下記のとおり援助を行っています。（詳しくは、別紙のとおりです。）

※今回、入学前受給の申請をされる方は、改めて申請する必要はありません。

継続して援助を希望する場合は、毎年7月中に申請が必要です。

費目	学 校		中 学 校		支給時期など
	対象学年	単価（年間）	対象学年	単価（年間）	
学 用 品 費	全学年	11,630 円	全学年	22,730 円	学期ごとに分割支給
新 入 学 学 用 品 費	1 年	57,060 円	1 年	63,000 円	4月認定者のみ ※入学前支給を受けた方は、この費目を受給できません。 （二重受給となるため）
通 学 用 品 費 （1年生を除く）	2～6年	2,270 円	2・3年	2,270 円	学期ごとに分割支給
校外活動費（宿泊なし）	全学年	上限額 1,600 円	全学年	上限額 2,310 円	行事終了後（学期末）
集 団 宿 泊 学 習 費			1 年	上限額 6,210 円	行事終了後（学期末）
修 学 旅 行 費	6 年	実費	3 年	実費	行事終了後（学期末）
ク ラ ブ 活 動 費			全学年	上限額 30,150 円	学期ごとに分割支給 ※全員が一律に負担するもの
生 徒 会 費			全学年	上限額 5,550 円	学期ごとに分割支給
P T A 会 費	全学年	上限額 3,450 円	全学年	上限額 4,260 円	学期ごとに分割支給
学 校 給 食 費	全学年	全額補助のため 徴収を行わない	全学年	全額補助のため 徴収を行わない	徴収を行わないため、支給はありません。
医 療 費	全学年	学校の定期健康診断で治療の指示を受けた次の疾病に限り治療終了後に支給 トラコーマ、結膜炎、白せん、かいせん、膿かしん(とびひ)、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病（※現在綾川町では、中学生以下は、子育て支援医療費助成制度により、 県内の医療機関の窓口で受給者証を提示すると保険診療で受けた上記の治療費の支払いが生じません。）			

6. お問い合わせ先

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町教育委員会事務局 学校教育課 TEL:087-876-1180（直通）